

「ガイドライン」の主な改正内容

1. 提供依頼申出者の範囲について、公的研究費を「全部又は一部を国の行政機関から補助されている者」の他に、研究開発独立行政法人等※から公的研究費を受けた者も範囲に該当することとする。

※研究開発独立行政法人とは、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）の別表第 1 に掲げる研究開発法人及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律 192 号）に規定する独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいう。

2. 公的研究費の申請を前提として提供依頼申出を行う場合、公的研究費の申請を検討している段階から提供依頼申出を認めることとする。ただし、提供を承諾する場合は、当該公的研究費の交付決定が確認できた場合に限りデータの提供を行う旨の条件を付記することとする。

3. レセプト情報等の利用期間の上限を 1 年から 2 年とする。また、利用期間の延長については、延長理由等を考慮のうえ必要に応じて認めることとする。

4. 都道府県からの医療法に基づく医療計画の策定のための提供依頼申出については、有識者会議の審査を原則省略することができることとする。